

連番	お寄せいただいた質問、意見（要旨）	教育委員会の見解（教育委員会の素案については、通学区域だより②を御覧ください）
8	なぜ国道で通学区域を分けるのか。	大門七区国道南側地域から塩尻西小学校又は塩尻中学校への通学距離や、国道の横断などの通学路の安全性、大門七区国道南北の住民基本台帳上の人口推計を総合的に考慮し、国道で分ける素案としたものです。
9	素案だと、大門七区が分かれることになり、子ども会など地域の活動に与える影響が大きい。	子ども会などへの影響は避けられませんが、同様の状況にある市内の他地区の運営方法をお伝えさせていただく中で、円滑な子ども会の運営の支援を行いたいと思います。
10	素案だと、大門七区の分区の可能性もあると思うが、その検討もすべきではないか。	分区については住民の皆様のご意向が大変重要であると考えますので、まずは地区での検討をお願いすることとなります。
11	<ul style="list-style-type: none"> なぜ大門七区だけなのか。 4校だけの通学区域を変更するのではなく、塩尻市全体の通学区域を見直すべきだと思う。 広丘小学校や丘中学校の通学区域を変更すればどうか。 大門七区の南側だけを変更しても人数的に解決にならないと思う。 	今回の見直しは、住民基本台帳上の人口推計や、過去の土地区画整理事業に基づく児童生徒数の推計、通学距離、プレハブ増設の費用などを考慮し、大門七区国道南側地域の通学区域を変更することにより、近接する関係4校の学校規模の適正化を図ろうとするものです。
12	塩尻駅北土地区画整理の区域全体を、宗賀小学校などの通学区域にすればどうか。	桔梗小学校などへの通学距離や、宗賀小学校へのスクールバス運行の必要性などを考慮すると、別の通学区域への変更は困難と考えます。
塩尻市立小・中学校通学区域審議会について		
13	教育委員会の諮問した素案で決定なのか。今後、審議会ではどのように議論が進むのか。	<p>教育委員会の素案で決定ではありません。審議会は、教育委員会が諮問した素案に対し、通学区域見直しの是非も含めて審議をしていただき、審議会としての答申をまとめていただくものです。どのような答申にするかなどについては、審議会委員の皆さんが話し合いで決めていただくこととなります。</p> <p>平成30年2月（予定）には、審議会から教育委員会へ答申をいただき、教育委員会はその内容を尊重した上で検討することとなります。</p>

（表面も御覧ください）



審議会委員と地域の方の意見交換会にお越しください

審議会委員と地域の方の意見交換会を開催します。

お子さんの年齢に関わらず、また、大門七区だけでなく、関係4校の他の地区の皆さんも御参加いただき、関係4校の学校規

模などについて意見交換をしませんか。

■日時 10月25日（水）午後7時～

■場所 塩尻市保健福祉センター
3階市民交流室

発行 平成29年10月18日 塩尻市教育委員会

通学区域見直しに関する御意見等は、教育委員会事務局こども教育部教育総務課学校支援係に電話（TEL0263-52-0830）又はEメール（gakkou@city.shiojiri.lg.jp）でお寄せください。

通学区域だよりは、塩尻市公式ホームページ（<https://www.city.shiojiri.lg.jp/>）にも掲載しています。